

## 平成28年度 歯科保健関係予算概算要求の主要事項

### 1. 歯科保健医療の充実・強化

601百万円（303百万円）

健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健施策を実施するため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を活用。

#### 《歯科口腔保健の推進》

歯科疾患に関する実態調査や、口腔と全身の健康に関する歯科保健の効果検証を基に、地域での住民対話による普及啓発や、地方公共団体への口腔保健支援センターの設置推進等により、生涯を通じた歯科口腔保健施策を展開する。

##### ○8020運動・口腔保健推進事業【一部新規】（推進枠） 429,352千円（250,975千円）

###### 1. 口腔保健推進事業

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、歯科口腔関連調査研究及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。平成28年度は、口腔保健支援センター設置推進事業を増額し、全国の地方公共団体における歯科口腔保健推進体制の強化を目指す。

###### 2. 8020運動推進特別事業

115,526千円（100,463千円）

8020運動の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。平成28年度は、人件費補助見合いの増額によって8020運動の体制強化を図る。

###### 3. 歯科口腔保健支援事業【新規】

3,215千円（ - ）

地域での住民対話やシンポジウムの開催など、国民に対する歯科口腔保健の普及活動を推進する。

##### ○歯科保健サービスの効果実証事業（推進枠）

136,653千円（52,355千円）

糖尿病患者や要介護高齢者等に対する歯科検診を実施し、重症化・疾病予防の効果や、効果的となるスクリーニング・歯科保健指導の実施方法を検証する。

また、歯科口腔保健推進室を中心となって他部局と戦略的・横断的に連携しながら、ライフステージごとの特性を踏まえた歯科保健サービスを実施し、その効果を検証する。

##### ○歯科疾患実態調査【新規】（推進枠）

34,547千円（ - ）

我が国の歯及び口腔に係る健康状態を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の評価など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とした実態調査。

従来から6年周期で実施されてきたが、平成29年度に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の中間評価を行うため、1年前倒しで平成28年度に実施予定。今後は5年周期に変更予定。

### 2. 歯科医療分野の情報化の推進

19百万円（12百万円）

##### ○歯科診療情報の標準化に関する実証事業（推進枠）

18,555千円（11,638千円）

歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化とその活用の在り方に関する検討を行うとともに、モデル事業の充実を図る。平成28年度は、口腔状態標準データセットの活用範囲拡大の可能性を検証するため、複数の地域・ベンダ及び関係団体と協力して事業を進める。

### 3. 歯科医師臨床研修関係費

1,385百万円（1,377百万円）

(1) 歯科医師臨床研修費	1,354,555千円 (1,352,324千円)
(2) 歯科医師臨床研修指導医講習会	3,535千円 ( 3,242千円)
プログラム責任者講習会	
(3) 臨床研修病院募集情報システム事業経費【歯科分】	26,436千円 ( 21,358千円)

#### 4. 歯科医療従事者等の資質向上 6百万円 (6百万円)

(1) 歙科医療関係者感染症予防講習会	2,256千円 (2,290千円)
(2) 歯科技工士実習施設指導者等養成講習会	893千円 ( 898千円)
(3) 予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会	3,093千円 (3,081千円)

#### 5. へき地等における歯科医療確保 5百万円 (5百万円)

(1) へき地歯科巡回診療車運営費	2,444千円 (2,545千円)
(2) 離島歯科診療班派遣運営費	2,029千円 (2,029千円)

#### 6. その他

##### 【医政局所管補助対象事業】

(1) 医療提供体制推進事業費補助金	16,290百万円の内数 (13,434百万円の内数)
・歯科医療安全管理体制推進特別事業	
(2) 医療施設等設備整備費補助金	646百万円の内数 ( 646百万円の内数)
・へき地歯科医療関係の設備整備事業	

##### 【地域医療介護総合確保基金による医療・介護提供体制改革】

###### 事項要求 (60,244百万円の内数)

地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業を支援するため、都道府県に設置される医療介護総合確保促進法に基づく基金（地域医療介護総合確保基金）の財源を確保する。

###### <事業例（歯科関係）>

- ①病床の機能分化・連携
  - ・地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進
- ②在宅医療(歯科・薬局を含む)の推進
  - ・在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備
  - ・在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進 など
- ③医療従事者等の確保・養成
  - ・在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援
  - ・医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施 など

##### 【保険局所管歯科保健関連事業】

・歯科口腔保健の推進（推進枠）	8.6億円 (6.1億円)
後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	
後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施について支援を行う。（担当：高齢者医療課）	